

最高裁判官の国民審査が22日、衆院選の投票と同時に全国の投票所で行われる。今回審査を受けるのは、2014年12月の前回衆院選後に任命された7氏。

国民審査は憲法79条で定められており、最高裁判官が職責にふさわしいか有権者が投票で直接審査する制度。任命後に初めて迎える衆院選時のほか、審査から10年経過後の衆院選時にも審査対象となるが、任期が10年以上に及ぶ例は少ない。

辞めさせるべきだと考える裁判官に「×」を記入する審査方式で、信任する場合は何も書かない。「×」以外を書くと全て無効となる。有効投票の過半数が「×」になった裁判官は罷免され、5年間は最高裁判官に復帰することができない。初めて審査が行われた1949年以降、過去23回で延べ172人が対象となった。罷免された例はなく、制度の実効性を疑問視する意見もある。

## 小池 裕氏

こいけ・ひろし 東京大法卒。77年判事補。東京高裁部総括判事、東京地裁所長、東京高裁長官などを経て15年最高裁判事。66歳。



### ▼関与した裁判

- 夫婦別姓を巡る訴訟の大法廷判決で「別姓を認めない民法の規定は合憲」とする多数意見（15年12月）
- 厚木基地騒音訴訟で、夜間早朝の自衛隊機飛行差し止めを命じた二審判決を破棄した裁判長（16年12月）

### ▼回答

- 常に中立公正であること。法と良心に従い、幅広い視野から事件に取り組み、考え方の筋道がよく分かる判断をするように努めたい
- 1つ挙げるのは難しいが、医療事件は事実認定、法律判断、科学的知見の理解、当事者の心情などについて考えを巡らせることが多く、深く記憶に残るものが少なくない
- 国のかたちを定める憲法の改正については国民的な議論を経て国民が判断することであり回答は差し控えたい
- 国際的紛争事件に円滑に対応するためには、手続きの整備のほか、裁判所における人材の育成、専門集中部などの処理態勢の整備を図ることが重要

## 戸倉 三郎氏

とくら・さぶろう 一橋大法卒。82年判事補。さいたま地裁所長、最高裁事務総長、東京高裁長官などを経て17年最高裁判事。63歳。



### ▼関与した裁判

- 16年参院選の「1票の格差」を巡る大法廷判決で、合区導入で最大格差が3.08倍に縮小したことを評価し合憲とする多数意見（17年9月）

### ▼回答

- 当事者に主張立証を尽くす機会が与えられ、裁判所が適正で公平な審理判断をしたかという観点から、二審までの手続きと判断を先入観なく審査したい
- 任命後半年余りにすぎず、無我夢中で事件に取り組んできたというのが正直なところであり、まだ記憶に残る事件を言うだけの経験がない
- 憲法改正は、国会による発議と国民投票によるものであり、司法権に属する立場から個人的な意見を述べることは差し控えたい
- 国際感覚を身に付け、事案に応じて外国の法制度、文化、生活様式、価値観などを適切に考慮した判断を行うことのできる裁判官の育成が求められる

## 山口 厚氏

やまぐち・あつし 東京大法卒。79年東大法学部助教授。東大大学院教授、日本刑法学会理事長などを経て16年に弁護士登録し、17年最高裁判事。63歳。



### ▼関与した裁判

- 令状なしのGPS捜査を違法とし、新たな立法措置を求めた大法廷判決（17年3月）
- 16年参院選の「1票の格差」を合憲とする多数意見

### ▼回答

- 当事者の主張に耳を傾け、証拠に基づいて中立・公平で公正な判断をすることが必要だと考えている
- 就任直後に関与したGPS捜査に関する大法廷判決が刑事手続法に関する近年の最も重要な判決の一つであるだけに強く印象に残っている
- 憲法改正の是非などは国民が判断し、決めるべきことで、憲法を尊重し擁護する義務を負う立場にある者としては回答を差し控えたい
- 裁判を行うという点では変わりがないと思うが、当事者の主張・立証をしっかりと踏まえた適切な判断を可能な限り迅速に行うことが大切だと思う

## 法律の規定は▶「識見高い40歳以上」が要件

最高裁の裁判官は長官を含めて15人で構成される。裁判所法は「識見が高く法律の素養のある40歳以上の人から任命する」と定めている。15人中10人は裁判官などの法律の専

門職を一定年数以上務めていなければならぬ。60歳代前半から半ばで就任するケースが多く、70歳で定年退官を迎える。現在の15人の主な経歴でみると裁

判官出身が6人、弁護士が3人、検察官と行政官、学者がそれぞれ2人。このうち女性は2人。15人は3つの小法廷に分かれて審理を担当するが、長官は慣例で小法廷の審理から外れる。過去の判例変更や憲法判断を伴っ

たり、重要な論点を含んだりする場合は15人全員が参加する「大法廷」が開かれる。最高裁に持ち込まれる案件は年間1万件以上。二審までの判断を維持して法廷を開かず上告を退けるケースが大半だ。

## 7氏にアンケート

国民審査を受ける7人の裁判官に実施したアンケートの主な回答を、最高裁で関与した主な裁判や略歴とともに、告示順（上段右から左）で掲載する。

### ▼質問項目

- 最高裁裁判官としての信条
- 記憶に残っている裁判
- 憲法改正についての考え
- 経済活動のグローバル化が進むなかで日本の裁判所に求められること

## 菅野 博之氏

かのの・ひろゆき 東北大法卒。80年判事補。水戸地裁所長、東京高裁部総括判事、大阪高裁長官などを経て16年最高裁判事。65歳。



### ▼関与した裁判

- 大分県教員不正採用を巡る住民訴訟で、住民敗訴の二審判決を破棄し、審理を差し戻した裁判長（17年9月）
- 16年参院選の「1票の格差」を合憲とする多数意見

### ▼回答

- 誠実と共感を信条とし、意識的に多数の観点から見ることを心がけてきた。さらに広い視野から見直しながらバランスのとれた適正な判断ができるよう努めたい
- 外国人の親と子供の退去強制事件、フィリピン人母の子供の国籍事件、台湾ハンセン病訴訟、会社更生事件など。子供の人権や自立性の確保が難しい事件、多数の人の利害の調整が難しい事件が一番記憶に残るように思う
- 議論のもとで各国民が決めることであり、その解釈適用に当たっている裁判官が発言すべきではない
- 国をまたぐ争いもスピード・費用・公正さが着目されるのは変わらない。裁判官が広い視野を持ち、必要な場合に専門家の助力も得られるよう工夫を継続することが重要

## 大谷 直人氏

おおたに・なおと 東京大法卒。77年判事補。静岡地裁所長、最高裁事務総長、大阪高裁長官などを経て15年最高裁判事。65歳。



### ▼関与した裁判

- 夫婦別姓を巡る訴訟の大法廷判決で「別姓を認めない民法の規定は合憲」とする多数意見
- 裁判員裁判の少年事件で初の死刑が確定した石巻3人殺傷事件で元少年の上告を棄却した裁判長（16年6月）

### ▼回答

- 予断を持たずに事件に取り組み、判決などで具体的な理由を示すに当たっては最終審としての説明責任を果たす内容になるよう力を尽くしたい
- 地高裁時代、3人の裁判官でさまざまな議論を重ね、充実した判断につながったと感じた事件は、著名かどうかを問わず長く記憶に残っている。最高裁でも同じだろうと思う
- 裁判の中で憲法判断を示す立場にあり、答えは差し控えたいが、憲法は我が国の「法の支配」の基盤となるもので、普段からそのありように国民の目が注がれることは大切
- 紛争の背景にある実情も視野に入れた判断が求められ、研修や人的交流なども一層充実させる必要がある

## 木沢 克之氏

きざわ・かつゆき 立教大法卒。77年弁護士登録。立教大法科大学院教授、東京弁護士会人事委員会委員長などを経て16年最高裁判事。66歳。



### ▼関与した裁判

- 風俗案内所を規制する京都府条例を合憲とした判決の裁判長（16年12月）
- 16年参院選の「1票の格差」を合憲とする多数意見

### ▼回答

- 約40年間弁護士活動で培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持ち、正義と公平、健全な社会常識にかなう法律の解釈・適用に努めたい
- 個別事件の判決の中で示した意見を離れて答えることは控えたい
- 憲法の改正は国会の発議により国民投票を経て行われるもので、主権者としての国民が判断する事柄であり、各国民が真剣に考え議論すべきものと思う
- 国際取引事件や国際的な家事事件をはじめとする紛争に十分対応できるよう、裁判所における人材の育成が求められると考える

## 林 景一氏

はやし・けいいち 京都大法卒。74年外務省入省。条約局長、官房長、駐英国大使などを経て17年最高裁判事。66歳。



### ▼関与した裁判

- 暴力団排除条項を既存の銀行口座に適用した解約について「有効」と初判断した決定の裁判長（17年7月）
- 16年参院選の「1票の格差」を合憲とした大法廷判決で、「投票価値の平等の追求は民主主義の国際標準である」として違憲状態とする個別意見

### ▼回答

- 重大な責任を心に留め、公平・公正な審理を尽くしていきたい
- まだ審理に関与してから日が浅いので、件数は限られているが、どの案件も関係者にとって重大な結論を出しているという意味で重みがあり、心に残る
- 国会が発議し、国民投票で決まる話であるので、最高裁の一員として考えを述べることは差し控える
- グローバル化につれて国際ルールも変化していく。そうした国際潮流の展開を的確につかむだけでなく、自ら潮流を作っていくとの気構えが必要